

「ガス機器延長保証サービス」利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、習志野ガス大久保センター株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する「ガス機器延長保証サービス」（以下「本サービス」といいます。）の健全な運営を図るために、本サービスの利用に関して定めるものです。

第1条（目的）

本サービスは、当社のお客様に安心して家庭用ガス機器をご使用いただくことを目的とします。

第2条（本サービスの概要）

1. 本サービスは、当社がガス機器を販売・設置したお客様へ提供するサービスです（個人の住宅のみで、事務所、飲食店等の店舗、病院等の業務用の建物は除く）。本サービスの利用者（以下「利用者」）が使用しているガス機器に不具合が発生した場合に、利用者からの修理依頼を受付し、当社が当該ガス機器について当社所定の点検・修理作業等を無償で提供するサービスです。なお、サービスの適用にあたり、お申し込みは必要ありません。
2. 当社は利用者と打ち合わせのうえ、営業時間内でサービス提供日時（訪問日時）を決定します。ただし、保安上の観点から、当社が緊急を要すると判断した場合は、この限りではありません。
3. 本サービスの1回あたりの利用上限額は、10万円（消費税を含みます）とします。上限額は、出張費、工賃、部品等を交換した場合の当該部品等の代金等に基づき算定します。上限額を超過した場合には、その超過分は利用者にお支払いいただきます。
4. 当社は、原則として、当社またはガス機器メーカーを通して本サービスを提供します。
5. 本サービスの利用には回数の制限はありません。
6. メーカー保証を有する場合は、メーカー保証が優先します。

第3条（サービス対象となるガス機器）

1. 本サービスのサービス対象とするガス機器（以下「対象機器」といいます。）は、一般財団法人日本ガス機器検査協会が行うJIA認証を受けた国内の家庭用ガス機器のうち次のとおりとします。
 - (1) ガス給湯器
 - ※ガス給湯暖房用熱源機、ハイブリッド給湯器含む（ガス暖房専用熱源機は対象外）
 - ※エコジョーズ（省エネ高効率給湯器）が対象
 - ※本体および標準リモコンが対象
 - (2) 前号に掲げるガス器具であって、次の条件をすべて見たすガス器具であること
 - ①購入日または設置日を起算月として経過年数が10年以内であること
 - ②ガス機器メーカーによる1年以上の保証期間が設定されているガス機器であること

2. 前項に掲げる対象機器であっても次に定める事由・原因に関するものについては、保証期間中であっても保証の対象となりません。
 - (1) 配管回りの漏れ、詰まり、破損
 - (2) 地震・噴火・津波・地盤変動・地盤沈下・風害・水害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害
 - (3) 火災・落雷・破裂・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由
 - (4) 動植物による対象機器への侵入・誤作動・損傷・変質・変色・その他類似事由
 - (5) 住宅または住宅関連設備の設計・工事・管理にかかる瑕疵・不良・不具合
 - (6) 対象機器の物理的な移動・落下によって生じた故障または損傷
 - (7) 対象機器の取り付けにかかる配線・配管工事の不良または対象機器の据え付け不良
 - (8) 対象機器に追加で取り付けることが可能な部品・装置の故障または損傷、もしくは当該追加部品・装置に起因した対象機器の故障または損傷
 - (9) 消耗品（電池、フィルター類、パッキン等メーカーの定める消耗品をいい、消耗する部位や潤滑油等も含みます）の消耗・劣化または純正品以外の使用に起因する故障
 - (10) 対象機器の機能および使用の際に影響のない損害（外観の瑕疵を含みます）
 - (11) 対象機器のメーカーの責に起因する故障または損傷（リコール対象商品等）
 - (12) 対象機器の通常使用に支障のない部分で経年劣化の範囲内の事象（サビ・汚れ等）
 - (13) その他前各号に類似する事由
3. 次の各号に定める使用・管理が行われた場合は、当該使用・管理と対象機器の故障との因果関係の有無に関わらず、保証の対象となりません。
 - (1) 対象機器に対し、電圧・周波数等メーカーが定める方法以外による電源を使用した場合
 - (2) 対象機器に対し、水道法に規定された水質基準に適合した水以外の水（井戸水、温泉水、地下水等）を使用した場合
 - (3) 取扱説明書に禁止または注意事項として記載された方法で使用了場合 4
 - (4) 書面によるメーカーの承諾（取扱説明書の記載中にて承諾されたものを含みます）を得ずに、対象機器に対する改造・修理が行われた場合
 - (5) 対象機器が不適当な設置状態に置かれていた場合
 - (6) 法令に基づく点検の際に、不適合と判定された住宅設備について修理または交換をしなかった場合
 - (7) 前各号の使用・管理が行われたと合理的に推測される場合

第4条（修理のお申し込み）

1. 本サービスによる修理依頼をする場合には、利用者から当社に電話連絡のうえ、オペレーターの求めに応じ名前、住所等を伝え、サービスの利用をお申し込みするものとします。
2. 修理申込時に、オペレーターの指示に基づき利用者自らが不具合の解消策を実行した結果、

不具合が解消した場合には係員を派遣しないことがあります。

第5条（保証の限度）

1. 本サービスは、ガス機器の不具合の再発防止を保証するものではありません。
2. 本サービスは、ガス機器に発生した不具合によって利用者が被った一切の損害を保証するものではありません。
3. 本サービスは、利用者が当社以外の第三者にガス機器の修理作業等を依頼した場合の当該費用を補填するものではありません。
4. 次の各号の損害等については、保証の対象となりません。
 - (1) 対象機器の故障または損傷に起因して他の財物に生じた故障もしくは損傷等の損害
 - (2) 対象機器が故障または損傷し、対象機器およびその他の財物の使用が阻害されたことによって生じた損害

第6条（製造物責任）

1. 当社は、利用者に対して本サービスに係る業務を請け負う事業者であり、製造物責任法第3条の責は負わないものとします。

第7条（損害賠償）

1. 利用者が利用規約等に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は利用者に対して当該損害の賠償請求を行うことができるものとします。

第8条（本サービスの内容変更・中止等）

1. 当社は、利用者との事前協議なしに当サービス内容を変更することがあります。この場合は、当社が適当と認める方法（当社ホームページ等）により利用者に通知するものとします。

本規約は、2025年8月より実施します。